

大分県では、『目指せ 健康寿命日本一』をスローガンに掲げ、県民の健康寿命延伸に取り組んでいます。

県内では、「たばこの煙で不快な思いをしたことがある」人の割合は60.3%（平成28年度県民健康意識行動調査結果）であり、なかでも不快な思いをした場所として「飲食店」が最も多くなっています。

今後、望まない受動喫煙をなくすため、皆様方のご協力をお願いします。

喫煙可能店（室）等の届出やご不明点につきましては、下記窓口までお問合せください。

相談窓口

■大分県内管轄保健所連絡先

保健所名	管轄市町村	電話番号
東部保健所	別府市、杵築市、日出町	0977-67-3976
東部保健所国東保健部	国東市、姫島村	0978-72-1127
中部保健所	臼杵市、津久見市	0972-62-9171
中部保健所由布保健部	由布市	097-582-0660
南部保健所	佐伯市	0972-22-0562
豊肥保健所	竹田市、豊後大野市	0974-22-0162
西部保健所	日田市、九重町、玖珠町	0973-23-3133
北部保健所	中津市、宇佐市	0979-22-2210
北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市	0978-22-3165
大分県福祉保健部健康づくり支援課		097-506-2667

■大分県食品衛生協会支所連絡先

支所名	所在地	電話番号
別 府	東部保健所内	0977-67-2511
速 見	日出総合庁舎内	0977-72-2171
国 東	東部保健所国東保健部内	0978-72-1127
臼 杵	中部保健所内	0972-63-3437
由 布	中部保健所由布保健部内	097-582-0660
津 久 見	津久見商工会議所内	0972-82-5111
佐 伯	南部保健所内	0972-23-5534
竹 田	竹田総合庁舎内	0974-63-0677
豊後大野	豊肥保健所内	0974-22-0162
日 田	西部保健所内	0973-24-0700
玖 珠 郡	玖珠総合庁舎内	0973-72-1345
中 津	北部保健所内	0979-22-1151
宇 佐	宇佐総合庁舎別棟内	0978-32-0971
豊後高田	北部保健所豊後高田保健部内	0978-22-3165

飲食店の皆様への財政・税制支援等について

財政支援

受動喫煙防止対策助成金:大分労働局健康安全課にご相談ください(TEL:097-535-3213)
労働災害補償保険の適用対象外の事業主は、大分県生活衛生営業指導センターです(TEL:097-537-4858)

税制措置

特別償却または税額控除制度:各地区の商工会議所、商工会にご相談ください



飲食店の皆様へ

健康増進法の一部改正に伴い

2020年4月1日から

原則屋内禁煙となりました。

お店として、下記A・Bいずれかの

『受動喫煙対策』に

取り組まなければいけません。

(過料が生じる罰則規定があります。)

受動喫煙
対策
A

お店を
「店内完全禁煙」
とする

特別な手続きは必要ありません。

もし、屋外に喫煙場所を設置する場合には、お店の出入り口付近等人の往来がある場所を避けてください。施設の管理権限者には、喫煙場所の設置等お店の外を含めて望まない受動喫煙を生じさせないよう、配慮が義務付けられています。

受動喫煙
対策
B

店内に
「喫煙可能な場所(専用室等)」
を設置する

改正健康増進法に基づく対応が必要となります。

詳細は中面をご覧ください

『喫煙可能な場所(専用室等)』設置の6つのポイント(必須事項)

Point 1

喫煙に関する標識を掲示

店舗の出入口と喫煙可能な場所(専用室等)の出入口の2か所に下記『喫煙可能な場所(専用室等)』設置のパターン』に応じた提示をしてください。

Point 2

20歳未満は立入禁止(従業員を含む)

店内の喫煙可能な場所(専用室等)へは、来店客、従業員ともに20歳未満の方を立ち入らせてはいけません。

Point 3

たばこの煙が流出しないように

喫煙可能な場所(専用室等)から禁煙の店内へたばこの煙が流出しないように、以下の技術的基準に適合した構造および設備を整えることが義務付けられています。

【技術的基準とは】

- ・喫煙室出入口の室外から室内に流入する気流が風速0.2m/s以上
- ・喫煙室が壁、天井で区画されている事
- ・喫煙室の排気を屋外に出す事(屋内に排気する基準は御相談ください)

Point 4

保健所への届出が必要

喫煙可能室等(下表設置パターン **C E**) の設置には保健所への届出が必須です。詳細は管轄保健所に確認してください。(問い合わせ先は本紙裏面参照)

※たばこ小売業の許可が下りているお店の場合は届出は不要です。制約がありますので、下記『喫煙可能な場所(専用室等)』設置のパターン』をご確認ください。

Point 5

広告・宣伝の際には、喫煙可能店(室)があることを明示

喫煙可能室等(下表設置パターン **B ~ F**) を設置し、店舗の広告・宣伝の際には、喫煙可能な店舗であることを明示してください。

Point 6

関係書類の保管

紛失時には罰則が適用されます。関係書類は大切に保管ください。

※喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る

『喫煙可能な場所(専用室等)』設置のパターン

パターンに応じて、標識の掲示内容や喫煙可能な場所での飲食の可否などが異なります。

▶ 飲食を主目的としたお店の場合

A B C E いずれかのパターンから選択

▶ バー・スナック等喫煙を主目的とした店舗の場合 《たばこ小売業の許可なし》

A B C E いずれかのパターンから選択

▶ バー・スナック等喫煙を主目的とした店舗の場合 《たばこ小売業の許可あり》

D F いずれかのパターンから選択

		店舗の一部で喫煙可能とする場合				店舗全体を喫煙可能とする場合	
		A 喫煙専用室設置	B 加熱式たばこ専用喫煙室設置	C 喫煙可能室設置 ^(※)	D 喫煙目的室設置	E 喫煙可能店 ^(※)	F 喫煙目的店
届出		×	×	○	×	○	×
喫煙パターン	喫煙可 (喫煙室内での飲食等不可)						
	加熱式たばこのみ喫煙可 (喫煙室内で飲食等可)						
店舗の出入口の標識例	喫煙専用室あり Designated smoking room available		加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available	喫煙可能室あり Smoking room available	喫煙目的室あり Smoking room available	喫煙可能店 Smoking area	喫煙目的店 Smoking area
	・喫煙専用室が設置されている		・加熱式たばこ専用喫煙室が設置されている	・喫煙可能室が設置されている	・喫煙目的室が設置されている	・全面的に喫煙をすることができる ・20歳未満の方は立入禁止	・全面的に喫煙をすることができる ・20歳未満の方は立入禁止
喫煙専用室等の出入口の標識例	喫煙専用室 Designated smoking room 20歳未満の方は立入れません。		加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room 20歳未満の方は立入れません。	喫煙可能室 Smoking room 20歳未満の方は立入れません。	喫煙目的室 Smoking room 20歳未満の方は立入れません。		
	・もっぱら喫煙をすることができる場所です ・20歳未満の方は立入禁止		・加熱式たばこを喫煙することができる場所です ・20歳未満の方は立入禁止	・喫煙をすることができる場所です ・20歳未満の方は立入禁止	・喫煙をすることができる場所です ・20歳未満の方は立入禁止		

(※) パターン **C E** (経過措置) は、3つの要件を満たした小規模店(既存特定飲食提供施設)のみが選択できます

既存特定飲食提供施設の3要件

- ①2020年4月1日時点で営業している
- ②個人または中小企業(資本金または出資の総額が5,000万円以下)
- ③客席面積が100m²以下

2020年4月1日以降に新たに開業するお店は対象外です。

喫煙可能店(室)の設置はあくまで経過措置です

引用: <https://www.gov-online.go.jp/>
政府広報オンライン、受動喫煙防止

注記

※主食とは、社会通念上主食と認められている食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く)、麺類等が主に該当しますが、主食の対象は各地域文化により異なるものであることから、実情に応じて判断していただくこととなります。

※室の出入口に標識の掲示が不要なのは、店の全部の場所を喫煙可能な場所とした場合のみ。